

インドネシア：国際的な活動におけるルピアの使用に関するインドネシア中央銀行の方針

執筆者：

E-mail✉ 吉本 智郎

E-mail✉ Ikang Dharyanto

E-mail✉ Grazia Ustriyana

1. はじめに

インドネシア中央銀行に関する1999年法律第23号（及び2009年法律第6号による改正法）に定めるとおり、インドネシア中央銀行は、同国の通貨ルピアの価値を安定的に維持することを目的の一つとして設立され、これまで、インドネシア国内においてルピアの使用を促進し、また国外における使用を制限するための複数の規制方針を導入してきた。以下はその一例である。

- a. 銀行によるルピア取引及び外貨信用機能の拡充に関するインドネシア中央銀行規則第3/3/PBI/2001号及びその改正法
- b. インドネシア共和国の税関地域へのルピアの持出し又は持込みに係る要件及び手続に関するPBI 4/8/PBI/2002及びその改正法
- c. 銀行を通じた現地通貨による二者間貿易取引決済に関するPBI 19/11/PBI/2017及びその改正法
- d. 国内ノンデリバラブル・フォワード取引に関するPBI 20/10/PBI/2018及びその改正法

インドネシア中央銀行は、ルピアの為替レートの安定を支え、金融市場の深化を促し、国内経済の構造的改善を図る上で、こうした規制の策定と共に、国際的な活動でのルピアの使用における規制強化が必要との考えに基づき¹、2022年4月27日に国際的な活動におけるルピアの使用方針に関するPBI 24/6/PBI/2022（以下「PBI 24/2022」という。）を公布した。

2. PBI 24/2022 の主な特徴

従前のインドネシア中央銀行規制と同様、PBI 24/2022においても、ルピアの使用は原則としてインドネシア国内に限定されるべきものとされている。他方で、PBI 24/2022は、以下のような事項を考慮した上で、インドネシア経済にプラスの影響及び恩恵をもたらす限りにおいて、インドネシア国外でのルピアの使用を認める、との柔軟な視点も採用している。

- a. インドネシアの国家経済の状況、規模及び開放度
- b. インドネシアの金融市場の状況、透明性及び厚み
- c. インドネシアの制度・インフラの成熟度

国際貿易・金融取引といった国際的な活動におけるルピアの使用としては、次のような場面が想定されている。

- a. インドネシア居住者及び非居住者によるルピアの国外持出しを含む、インドネシア国外でのルピアの使用
- b. 非居住者によるインドネシア国内でのルピアの使用

居住者とは、PBI 24/2022に定義されるインドネシアに最低1年居住し又は居住を予定する自然人、法人及びその他の事業体をいい、在外インドネシア代表機関及び外交官を含む。一方で、非居住者とは、インドネシアに居住せず又は居住期間が1年に

¹ https://www.bi.go.id/id/publikasi/peraturan/Pages/PBI_240622.aspx

満たない自然人、法人及びその他の事業体をいい、インドネシアに駐在する外国の代表機関及び外交官を含む。

PBI 24/2022 の定義はやや不明瞭さがあるものであるが、基本的に、1年以上の滞在を前提にインドネシアに滞在している者（例えば1年以上の滞在ビザを有する者）については、「居住者」に該当するものと理解している。

3. インドネシア国外でのルピアの使用について

PBI 24/2022 は、居住者・非居住者の双方に対し、ルピアのオフショア使用を全般的に禁止する現行規制を確認したものとなっているが、インドネシア中央銀行では、次の考慮要素（以下「考慮要素」という。）を考慮した上で、例外を設ける場合がある。

- a. 国際的な活動におけるルピアの使用に関するインドネシア中央銀行の政策目標の達成度合い
- b. 国家経済及び金融システムの安定にもたらす便益
- c. その他の考慮要素

インドネシア国外でのルピアの使用が許容されるケースとして、次のような場合が挙げられる。

- a. 国際金融取引における参照目的又は通貨単位としての引用（インドネシア国外での有価証券発行における建値通貨としてのルピアの使用を含む。）
- b. インドネシア国外での物品・役務の売買などの金融取引
- c. 物品・役務の売買における決済取引などの金融取引

上記 a. から c. は、次のいずれかの形態による。

- a. 銀行券又は通貨による現物取引
- b. 口座開設などのルピア建て銀行口座による取引
- c. 暗号通貨その他の分散型台帳技術を用いたルピアの使用などのデジタル金融ツールによる取引

インドネシア国外でのルピアの使用が許容される一例として、銀行を通じた現地通貨建ての二者間取引決済がある。これについては、銀行を通じた現地通貨建て決済に関する PBI No. 22/12/PBI/2020 の改正に関する PBI No. 23/9/PBI/2021 によって規制が強化されている。

4. 非居住者によるインドネシア国内でのルピアの使用

PBI 24/2022 は、「非居住者」に該当する者及び事業体によるインドネシア国内でのルピアの使用については、PBI 24/2022 が認める、以下のような、一定の前提としての経済活動が必要になるものと定めている。

- a. 経常取引活動
- b. 金融取引活動
- c. 資本取引活動
- d. インドネシア中央銀行が定めるその他の根拠となる取引

インドネシア中央銀行は、一定の状況におけるインドネシア国内での非居住者によるルピアの使用に関し、上記 A. 記載の検討事項に鑑み、さらなる制限及び例外を設ける可能性もある。一例として、銀行・外国当事者間のルピア外国為替取引に関する PBI No. 18/19/PBI/2016 に規定されるルピア建てクレジット・融資の禁止が挙げられる。これに関連し、PBI 24/2022 においても非居住者によるインドネシア国内でのクレジット・融資目的でのルピアの使用は、明示的に禁止されている。

5. インドネシア中央銀行による監督、調整及び制裁措置

インドネシア中央銀行は、間接的な監督・検査を通じて国際的な活動におけるルピアの使用を監督しており、その一環として必要に応じ居住者及び非居住者に対しデータ、情報及び説明の提供を求めていることがある。

またインドネシア中央銀行は、国際的な活動におけるルピアの使用に関する方針を支持する上で、当局及び諸機関などと調整を行う場合がある。

PBI 24/2022 に定める義務に違反した場合には制裁の対象となるが、制裁の詳細な内容は定められていない。

インドネシア中央銀行への問合せに対する公式な回答において²、PBI 24/2022 は国際的な活動におけるルピアの使用方針に関する一般的な規範・原則を定めたに過ぎないとされているが、一方で、この件に関し、過去のより技術的な規制についても言及しており、それらの詳細規定について今後さらなる方針が出される可能性がある。PBI 24/2022 は、(a) インドネシア国外でのルピアの使用、及び(b) 非居住者によるインドネシア国内でのルピアの使用方針に関し、今後公布される予定のインドネシア中央銀行規則にてさらなる規制を定めるとしている。そのため、近い将来にインドネシア中央銀行による詳細な規制が打ち出されるとみられる。

6. 終わりに

PBI 24/2022 は、インドネシア国内・国外におけるルピアの使用に関する従前の金融方針・規制をより明確にし強化すること、また特に国際取引におけるルピアの使用可能性を示すことを目的としており、ルピアの安定性を維持しつつその使用を管理しつつも、国際取引におけるルピアの使用を促進し、最終的に他国の通貨に対するルピアの立場を強め、国家経済を後押しするとのインドネシア中央銀行の明確な意向が伺える。

従前は、インドネシアの規制は、明確にインドネシア国外でのルピアの使用を禁止していたところ、PBI 24/2022 の発効は、一定の条件のもとでのインドネシア国外でのルピアの使用に関して柔軟性を提供するものとなっており、インドネシア法人にとって国際取引への関与をより容易にするものとなる可能性がある。


明らかに、インドネシア中央銀行は、本規制によって国際取引におけるルピアの使用が促進されること、その結果として、究極的にはルピアの他国通貨に対する地位が向上し、インドネシア経済への一助となることを期待していると思われる。

本規則は比較的新しい規制であり、また PBI 24/2022 自体が予告しているとおり、今後、インドネシア国外におけるルピアの資料に関するルールを定めた施行規則の公布が待たれるところである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

² https://www.bi.go.id/id/publikasi/peraturan/Documents/FAQ_PBI-240622.pdf